

## 令和3年第7回

# あわらし選挙管理委員会

日 時 令和3年12月1日（水）

午前9時～

場 所 あわらし役所 202会議室

### 1 委員長挨拶

### 2 議 題

#### 日程第1 議案第65号

専決処分につき承認を求めることについて

（第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査における第13投票所の投票立会人の変更について）

#### 日程第2 議案第66号

選挙人名簿より抹消すべき者の議決を求めることについて

#### 日程第3 議案第67号

選挙人名簿に登録する者の議決を求めることについて

#### 日程第4 議案第68号

条例の制定又は改廃の請求等に必要な連署数について

#### 日程第5 議案第69号

あわらし市長選挙におけるポスター掲示場の掲示区画の数及び掲示場の設置を完了する日について

#### 日程第6 議案第70号

あわらし市長選挙における選挙時登録の登録日等を定めることについて

#### 日程第7 議案第71号

あわらし市長選挙における不在者投票のための投票用紙等を郵送することのできる期日について

#### 日程第8 その他

議案第65号

専決処分につき承認を求めることについて

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査における第13投票所の投票立会人の変更について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、委員会の承認を求める。

令和3年12月1日提出

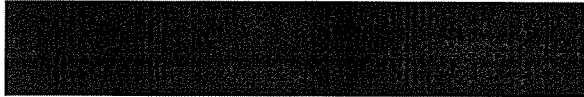
あわら市選挙管理委員会  
委員長 内田 雅章

専決第10号

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査における第13  
投票所の投票立会人の変更について

令和3年10月31日執行の第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査における第13投票所の投票立会人の変更について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 変更前
- 2 変更後



令和3年10月19日

あわら市選挙管理委員会  
委員長 内田 雅章

議案第66号

選挙人名簿より抹消すべき者の議決を求めることについて

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第1号及び第2号の事由に基づき、選挙人名簿より別紙の者を抹消するので、委員会の議決を求める。

令和3年12月1日提出

あわら市選挙管理委員会  
委員長 内田 雅章

議案第67号

選挙人名簿に登録する者の議決を求めることについて

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、選挙人名簿に別紙の者を登録することについて、委員会の議決を求める。

令和3年12月1日提出

あわら市選挙管理委員会  
委員長 内田 雅章

議案第68号

条例の制定又は改廃の請求等に必要な連署数について

条例の制定又は改廃の請求等に必要な連署数について、次のとおり委員会の議決を求める。

1	条例の制定又は改廃の請求	4 6 7 人
2	監査の請求	4 6 7 人
3	合併協議会の設置の請求	4 6 7 人
4	合併協議会設置についての住民投票の請求	3, 8 8 7 人
5	議会の解散の請求	7, 7 7 3 人
6	議員の解職の請求	7, 7 7 3 人
7	長の解職の請求	7, 7 7 3 人
8	主要公務員の解職の請求	7, 7 7 3 人
9	教育委員会の教育長又は委員の解職の請求	7, 7 7 3 人

令和3年12月1日提出

あわらし選挙管理委員会  
委員長 内田 雅章

議案第69号

令和4年1月23日執行のあわら市長選挙におけるポスター掲示場の掲示区画数及び設置完了の日を次のとおりとすることについて、委員会の議決を求める。

- 1 掲示区画の数      6区画
- 2 設置完了の日      令和4年1月13日

令和3年12月1日提出

あわら市選挙管理委員会  
委員長 内田 雅章

## 議案第70号

あわら市長選挙における選挙時登録の登録日等を定めることについて

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づき、令和4年1月23日執行のあわら市長選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおりとすることについて、委員会の議決を求める。

- 1 被登録資格の決定の基準となる日 令和4年1月15日。ただし、年齢については、令和4年1月23日現在とする。
- 2 登録を行う日 令和4年1月15日

令和3年12月1日提出

あわら市選挙管理委員会  
委員長 内田 雅章



議案第71号

あわら市長選挙における不在者投票のための投票用紙等を  
郵送することのできる期日について

令和4年1月23日執行のあわら市長選挙において、告示の日前に投票用紙及び投票用封筒の請求があった場合において、郵便をもって発送することができる期日を次のとおりとすることについて、委員会の議決を求める。

投票用紙等を発送できる期日 令和4年1月14日

令和3年12月1日提出

あわら市選挙管理委員会  
委員長 内田 雅章